

第 14 章 公害苦情

公害苦情は、市民の日常生活に密接に関係しており、迅速かつ適切に処理することが極めて重要である。

本市に寄せられる公害苦情は、最近では工場等を発生源とする産業型の苦情よりも、一般家庭を発生源とする都市・生活型のものが増加している。

市では苦情処理に当たり、関係機関と連絡調整を図りながら必要な調査等を行い、問題解決に努めている。

1 公害苦情の発生状況

公害苦情の年度別受理件数は表 14-1 のとおりであり、令和 5 年度中に本市に寄せられた公害苦情は 100 件であった。

苦情の最も多かったのは、不法投棄（54 件）で

あり、その大半が生活ごみであった。

次いで多かったのは悪臭（23 件）で、主たる原因は、剪定木や家庭ごみ等の焼却行為（野焼き）によって発生する煙によるものであった。

この二つを合わせると全体の約 77% を占めており、都市・生活型の苦情が大半を占めていることがわかる。

また、地盤沈下、土壌汚染に関する苦情は、例年ほとんど見られない。

令和 5 年度における公害苦情の発生源を表 14-2 に示す。

用途地域別件数は表 14-3 のとおりで、都市計画区域外が 43 件で最も多く、次いで住居系地域 35 件、市街化調整区域 15 件、工業系地域 7 件の順となっている。

（表 14-1） 年度別公害苦情の受理件数

（単位：件）

年度 種類		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
典型七公害	大気汚染	2(2.0)	4(4.7)	2(1.8)	3(3.9)	6(6.0)
	水質汚濁	4(3.9)	0(0.0)	0(0.0)	3(3.9)	2(2.0)
	騒 音	12(11.7)	13(15.3)	16(14.5)	10(13.2)	13(13.0)
	振 動	2(2.0)	0(0.0)	1(0.9)	2(2.6)	1(1.0)
	悪 臭	34(33.3)	36(42.3)	29(26.4)	11(14.5)	23(23.0)
	地盤沈下	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
	土壌汚染	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
以外七公害	不法投棄	47(46.1)	31(36.5)	56(50.9)	42(55.3)	54(54.0)
	そ の 他	1(1.0)	1(1.2)	6(5.5)	5(6.6)	1(1.0)
合 計		70(100.0)	102(100.0)	85(100.0)	76(100.0)	100(100.0)

備考：苦情内容が 2 種類以上の場合は、主な方とした。（ ）内は全体に占める割合（％）を示す。

(表 14-2) 公害苦情の発生源

(単位: 件)

種 類 発生源	典 型 七 公 害							七公害以外		合計	構成比 (%)
	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤 沈下	土壌 汚染	不法 投棄	その他		
農林漁業					1					1	1.0
鉱 業	1									1	1.0
建 設 業	4	2	8	1	2			2		19	19.0
製 造 業			1		2					3	3.0
電気・ガス・水道業										0	0.0
運輸・通信業										0	0.0
卸売・小売・飲食業			2		1					3	3.0
サービス業	1		1		1			1		4	4.0
家庭生活			1		12			13	1	27	27.0
そ の 他								1		1	1.0
不 明					4			37		41	41.0
合 計	6	2	13	1	23	0	0	54	1	100	100.0

(表 14-3) 用途地域別件数

(単位: 件)

種 類 区 分		典 型 七 公 害							七公害以外		合計	構成比 (%)
		大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤 沈下	土壌 汚染	不法 投棄	その他		
住 居	第1種低層住居専用					1			7		8	8.0
	第1種中高層住居専用	1		3		3			3		10	10.0
	第2種中高層住居専用					3					3	3.0
	第1種住居	1		4					6		11	11.0
	第2種住居	1				1					2	2.0
	準 住 居								1		1	1.0
商 業	近 隣 商 業										0	0.0
	商 業										0	0.0
工 業	準 工 業			2		2			1		5	5.0
	工 業								1		1	1.0
	工 業 専 用	1									1	1.0
市街化調整区域						4			10	1	15	15.0
都市計画区域外		2	2	4	1	9			25		43	43.0
合 計		6	2	13	1	23	0	0	54	1	100	100.0